

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和7年2月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20250203	文岡 光石	東京都世田谷区	個人	東京都世田谷区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和6年8月8日及び令和6年8月22日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)業務記録の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0
20250204	羽鳥駅前ハイヤー有限公司 (法人番号1050002015759) 代表者 渡辺 弘明	茨城県小美玉市羽鳥2689－4	八郷営業所	茨城県石岡市山崎2244－46	輸送施設の使用停止(152日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年5月10日及び令和6年7月19日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	16	16
20250204	飛鳥交通株式会社(法人番号8011101040050) 代表者 川野 繁	東京都品川区東品川3－32－21	品川営業所	東京都品川区東品川3－32－21	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年11月29日、駐停車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20250204	新和自動車株式会社(法人番号1010601003556) 代表者 辻 大輔	東京都江東区亀戸3－51－10	本社営業所	東京都江東区亀戸3－51－10	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年11月29日、駐停車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
20250204	ラッキータクシー株式会社 (法人番号5011401007090) 代表者 山野 直也	東京都板橋区上板橋2－11－12	東京営業所	東京都板橋区上板橋2－11－12	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年11月29日、駐停車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20250204	日立自動車交通第二株式会社(法人番号7011801018702) 代表者 佐藤 雅一	東京都足立区綾瀬6－11－22	本社営業所	東京都足立区綾瀬6－11－22	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年11月29日、駐停車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

20250204	エミタタクシー株式会社 (法人番号8040001008213) 代表者 関口 勝之	千葉県千葉市 美浜区新港210	本社営業所	千葉県千葉市 美浜区新港210	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年11月7日及び令和6年11月14日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20250226	鳩交通有限会社(法人番号7030002090484) 代表者 立澤 孝一	埼玉県吉川市 吉川1559-1	本社営業所	埼玉県吉川市 吉川1559-1	輸送施設の使用停止(50日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年9月30日及び令和6年10月7日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	5	5
20250226	金港交通第二株式会社(法人番号3020001049701) 代表者 関 進	神奈川県横浜市都筑区東方町675-1	本社営業所	神奈川県横浜市都筑区東方町675-1	文書警告	道路運送法第30条第2項	令和6年12月6日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)